

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年3月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700315 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700251 号

第1 結論

- 1 請求期間③について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の喪失年月日を昭和41年1月15日から同年1月26日に訂正することが必要である。
- 2 請求期間①について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間②について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 5 請求期間⑤について、請求者の船舶所有者Bにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 6 請求期間⑥について、請求者の船舶所有者Cにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 7 請求期間⑦について、請求者の船舶所有者Cにおける船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 8 請求期間⑧について、請求者の船舶所有者Dにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 9 請求期間⑨について、請求者の船舶所有者Dにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 10 請求期間⑩について、請求者の船舶所有者Dにおける船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和19年生
住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 昭和39年10月29日から同年11月1日まで
② 昭和40年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和41年1月15日から同年1月26日まで
④ 昭和41年10月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和42年8月29日から同年9月1日まで
⑥ 昭和43年4月29日から同年5月1日まで
⑦ 昭和44年6月30日から同年7月6日まで
⑧ 昭和45年4月25日から同年5月1日まで
⑨ 昭和45年7月11日から同年8月15日まで
⑩ 昭和46年4月28日から同年5月1日まで

請求期間①から⑩までについて、船員保険の被保険者記録がない。私の船員手帳によると、これら請求期間についてもそれぞれの船舶所有者に雇入れられていた期間として記録されている。調査の上、請求期間①から⑩までを船員保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、請求者の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和40年11月1日から昭和41年1月15日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者AのE船舶に甲板員として昭和40年10月（日にちは未記載のため不明。）に雇入れされ、昭和41年1月25日に雇止めされていることが確認でき、請求者は、請求期間③において当該船舶所有者に使用される者であったことが認められる上、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、当該期間を含む昭和38年11月1日から昭和45年6月25日まで船員保険の適用を受けていたことが確認できることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和41年1月26日に訂正する必要がある。

2 請求期間①について、請求者の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和39年11月1日から昭和40年2月1日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者AのF船舶に甲板員として昭和39年10月29日に雇入れされ、昭和40年2月1日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるAも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者に

おける船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているF船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、請求者と同じ資格取得日で同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる28人（上述の船長を含む。）のうち連絡先が確認できた6人に照会したところ、3人から回答が得られたが、船員手帳を保有している者はおらず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、給与明細書を保有している者もおらず、請求者の請求期間①に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

3 請求期間②について、請求者の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和40年11月1日から昭和41年1月15日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者AのE船舶に甲板員として昭和40年10月（日にちは未記載のため不明。）に雇入れされ、昭和41年1月25日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるAも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているE船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、請求者と同じ資格取得日で同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる31人（上述の船長を含む。）のうち連絡先が確認できた5人に照会したところ、一人から回答が得られたが、船員手帳の保管の有無について確認できず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間②に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、E船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者AはG協同組合（平成21年にH協同組合に合併。）に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

4 請求期間④について、請求者の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記

録において、昭和41年12月1日から昭和42年1月30日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者AのE船舶に甲板員として昭和41年10月12日に雇入れされ、昭和42年1月26日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるAも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているE船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、請求者と同じ資格取得日で同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる22人（上述の船長を含む。）のうち連絡先が確認できた4人に照会し、二人から回答があったものの、船員手帳は保有しておらず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間④に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、E船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者AはG協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

5 請求期間⑤について、請求者の船舶所有者Bに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和42年9月1日から昭和43年3月29日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者BのI船舶に機関員として昭和42年8月29日に雇入れされ、昭和43年3月30日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者に照会を行ったが回答は得られず、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているI船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、同姓同名の者を一人確認することができ、当該一人に照会を行ったが回答は得られず、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる7人のうち連絡先が確認できた一人に照会したものの、回答は得られず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間⑤に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、I船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者BはJ協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

6 請求期間⑥について、請求者の船舶所有者Cに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和43年5月1日から同年6月30日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳により、請求者は船舶所有者KのL船舶に機関員として同年4月29日に雇入れされ、同年6月30日に雇止めされていることが確認できる。一方、請求期間⑥当時、船舶所有者Kは、L船舶に係る閉鎖登記簿謄本及び漁船原簿謄本において当該船舶の所有者であることが確認できるものの、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、船員保険の適用を受けていないことが確認できる。しかし、船員保険法上の船舶所有者の範囲について規定する同法第10条において、船舶の所有権を有する者以外であっても、船員保険法上の船舶所有者となる旨規定されており、上述のとおり、昭和43年4月29日から同年6月30日までの期間において船舶所有者Kに雇入れられていた請求者が、当該期間のうち同年5月1日から同年6月30日までの期間について、Cを船舶所有者とする船員保険の被保険者となっていることを踏まえると、請求者は、当該船員保険被保険者期間において船舶所有者Cに使用される者として船員保険の被保険者となっていたものと考えられ、請求期間⑥においても、同様に船舶所有者Cに使用される者であったものと推認される。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、船舶所有者Cに係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者及び船員手帳に記載されている船舶所有者Kに照会を行ったが回答は得られず、請求者の船舶所有者Cにおける船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているL船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなっている、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる4人のうち連絡先が確認できた一人に照会し、当該一人から、請求者と一緒にL船舶に乗船していたとの回答を得たところ、当該一人から提出された船員手帳の船舶所有者Kにおける雇入年月日は、請求者と同日である昭和43年4月29日であることが確認でき、当該船舶所有者は、必ずしも、船員の雇入期間に応じて、船員保険の被保険者資格取得の手続を行っていないことがうかがえる。

加えて、L船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者KはJ協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

7 請求期間⑦について、請求者の船舶所有者Cに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記

録において、昭和43年8月18日から昭和44年6月30日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳により、請求者は船舶所有者KのM船舶に機関員として昭和43年8月18日に雇入れされ、昭和44年7月5日に雇止めされていることが確認できる。一方、請求期間⑦当時、船舶所有者Kは、M船舶に係る漁船原簿謄本において当該船舶の所有者であることが確認できるものの、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、船員保険の適用を受けていないことが確認できる。しかし、船員保険法上の船舶所有者の範囲について規定する同法第10条において、船舶の所有権を有する者以外であっても、船員保険法上の船舶所有者となる旨規定されており、上述のとおり、昭和43年8月18日から昭和44年7月5日までの期間において船舶所有者Kに雇入れられていた請求者が、当該期間のうち昭和43年8月18日から昭和44年6月30日までの期間について、Cを船舶所有者とする船員保険の被保険者となっていることを踏まえると、請求者は、当該船員保険被保険者期間において船舶所有者Cに使用される者として船員保険の被保険者となっていたものと考えられ、請求期間⑦においても、同様に船舶所有者Cに使用される者であったものと推認される。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、船舶所有者Cに係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者及び船員手帳に記載されている船舶所有者Kに照会を行ったが回答は得られず、請求者の船舶所有者Cにおける船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているM船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、請求者と同じ資格取得日で同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる9人（上述の船長を含む。）のうち連絡先が確認できた3人に照会したもの、回答は得られず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間⑦に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、M船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者KはJ協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

8 請求期間⑧について、請求者の船舶所有者Dに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和45年5月1日から同年6月29日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者DのN船舶に甲板員として同年4月25日に雇入れされ、同年6月29日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る

船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるDも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているN船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、同姓同名の者を一人確認することができ、当該一人に照会を行ったが回答は得られず、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる10人のうち連絡先が確認できた3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、船員手帳を保有しておらず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間⑧に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、N船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者DはJ協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

9 請求期間⑨について請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者DのN船舶に甲板員として昭和45年7月11日に雇入れされ、同年8月14日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者Dに係る船員保険被保険者名簿において、請求者は、昭和45年7月13日に被保険者資格を取得している記録が確認できるものの、当該記録は二重線で抹消され、備考欄に「取得取消」と記載されていることが確認できる。また、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるDも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているN船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、請求者と同じ資格取得日で同姓同名の者を一人確認することができるものの、当該一人は既に亡くなってしまっており、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる14人（上述の船長を含む。）のうち連絡先が確認できた4人に照会したところ、二人から回答が得られたが、船員手帳を保有している者はおらず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、給与明細書を保有している者もおらず、請求者の請求期間⑨に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、N船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者DはJ協同組合に加入していたこと

が確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

10 請求期間⑩について、請求者の船舶所有者Dに係る船員保険被保険者期間は、オンライン記録において、昭和46年5月1日から同年6月29日までの期間と記録されているところ、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は船舶所有者DのN船舶に甲板員として同年4月28日に雇入れされ、同年6月29日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、上述の船員手帳の船員保険関係欄に請求者の船員保険被保険者資格に関する資格取得、資格喪失及び標準報酬月額等の記載は確認できないところ、当該船舶所有者に係る船舶所有者名簿により、当該船舶所有者は、既に船員保険の適用を受けていないことが確認できる上、当該船舶所有者であるDも既に亡くなっていることから、請求者の当該船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び給与からの船員保険料の控除について確認することができない。

また、船員手帳に記載されているN船舶の船長の氏名について、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において照合したところ、同姓同名の者を一人確認することができ、当該一人に照会を行ったが回答は得られず、当時の状況について確認することができない。

さらに、当該船舶被保険者名簿において、請求者と同じ資格取得日であることが確認できる12人のうち連絡先が確認できた3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、船員手帳を保有しておらず、船員手帳の雇入年月日と船員保険の被保険者資格取得日が一致しているか確認することができない上、請求者の請求期間⑩に係る給与からの船員保険料の控除についても確認することができない。

加えて、N船舶に係る漁船原簿謄本により、船舶所有者DはJ協同組合に加入していたことが確認できるところ、当該組合の担当者は、当時、組合で船員保険の手続は行っていない旨陳述している。

11 このほか、請求者の請求期間①及び②並びに④から⑩までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①及び②並びに④から⑩までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700984号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1700062号

第1 結論

昭和61年1月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月から平成4年3月まで

私は、20代後半に将来の生活を考えて国民年金保険料を納付していくことを決意した。保険料の納付が遅れることはあったが、納付が滞ると保険料を納付するまで滞納通知と納付書が届いていたので、結果的に請求期間の保険料を納付することができた。請求期間が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者資格の入力処理日（平成7年8月7日）及び最初に納付された平成5年6月分保険料の納付日（平成7年7月31日）から、平成7年7月頃に国民年金の加入手続が行われたことにより払い出されたと推認できるところ、当該加入手続時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、20歳前から現在までA市に居住しており、同市において国民年金番号が重複して払い出されることは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続時期及び加入場所に関する記憶は不明確であるほか、保険料を納付するようになった時期の1か月分の保険料額は1万円を超えていたと陳述しているところ、請求期間の始期にあたる昭和60年度の保険料額と大きく相違する。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700940 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700252 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

国の記録では、A社の厚生年金保険の加入期間が 3 か月となっており、請求期間の加入記録がない。平成元年 12 月分から平成 2 年 3 月分までの 4 回の給与のうち、平成元年 12 月分（1 回目）と平成 2 年 3 月分（4 回目）の給料明細書しか保有していないが、1 回目と 4 回目の給与から厚生年金保険料が控除されており、加入期間は 4 か月となるはずなので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された A 社に係る給料明細書、平成 2 年分給与所得の源泉徴収票及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票で確認できる請求者の A 社における退職日及び請求者に係る雇用保険の加入記録で確認できる同社における離職日は、平成 2 年 3 月 30 日となっており、請求者の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に亡くなっています、事業主の親族も同社に係る書類はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

さらに、A 社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある者に照会を行ったものの、請求者の同社における勤務期間を記憶する者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」

と定められており、同法第14条において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、適用事業所に使用されなくなった日の翌日と定められているところ、請求者がA社に使用されなくなった日は、上記の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、平成2年3月30日と認められることから、同法第19条及び同法第14条の規定により、資格喪失日を含む同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めるることはできない。